

## 自己資本の充実の状況（単体・自己資本の構成に関する開示事項）

### 北九州銀行（単体）

（単位：百万円、％）

項目	2019年 3月期	経過措置による 不算入額	2018年 3月期	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	80,626	/	79,961	/
うち、資本金及び資本剰余金の額	10,000	/	10,000	/
うち、利益剰余金の額	71,577	/	71,051	/
うち、自己株式の額（△）	-	/	-	/
うち、社外流出予定額（△）	951	/	1,090	/
うち、上記以外に該当するものの額	-	/	-	/
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	/	-	/
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	/	2	/
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	/	2	/
うち、適格引当金コア資本算入額	-	/	-	/
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-	/
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-	/
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-	/
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,525	/	3,030	/
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 83,153	/	82,994	/
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	679	/	557	139
うち、のれんに係るものの額	-	/	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	679	/	557	139
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	/	-	-
適格引当金不足額	1,085	/	498	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	/	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	/	-	-
前払年金費用の額	577	/	467	116
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	/	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	/	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	/	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	/	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	/	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	/	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	/	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	/	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	/	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	/	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	/	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 2,341	/	1,523	/
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（(イ) - (ロ)）	(ハ) 80,811	/	81,470	/
<b>リスク・アセット等（3）</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	669,094	/	637,139	/
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,439	/	3,910	/
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	-	/	139	/
うち、繰延税金資産	-	/	-	-
うち、前払年金費用	-	/	116	/
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	/	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	3,439	/	3,653	/
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	/	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,160	/	20,025	/
信用リスク・アセット調整額	35,194	/	49,710	/
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	/	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 724,449	/	706,875	/
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	11.15	/	11.52	/

（注）自己資本比率の算出方法については、内部格付手法を採用しております。

# 自己資本の充実の状況（単体・定性的情報）

## 1. 自己資本調達手段の概要（第10条第3項第1号）

自己資本調達手段（2019年3月末）

発行主体	北九州銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	10,000百万円

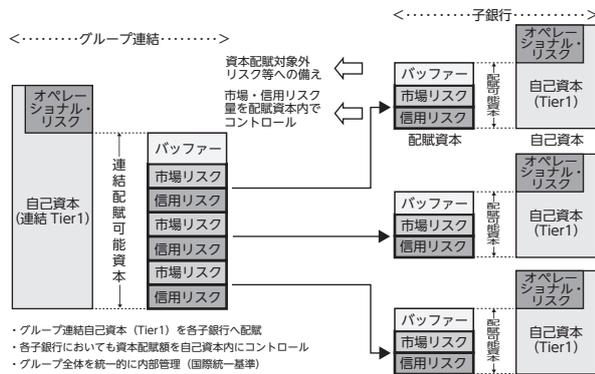
## 2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号）

当行では、十分な自己資本を維持しつつ収益性の改善と向上へ向けた取組を実施することを方針とし、経営体力に見合ったリスク・コントロールによる健全性の確保を行うこととしております。自己資本の充実度に関しては、自己資本比率、及びリスク量と自己資本の対比による評価を行っております。

具体的には、持株会社である山口フィナンシャルグループから当行の自己資本の範囲内で、業務計画に沿って資本が配賦され、各種リスク量（信用リスク、市場リスク）が配賦資本を超えないようコントロールしております。オペレーショナル・リスクについては、推定リスク量をあらかじめ自己資本から控除することとしております。

さらに、災害や急激な市場環境の変化に対する影響を把握し、自己資本の充実度を検証するためにストレス・テストを実施しております。一定のストレス・シナリオをもとに影響額を算出し、リスクが過大であると判断される場合はリスク削減などの対応を図ることとしております。

### 【資本配賦制度の概要】



## 3. 信用リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第3号イ）

#### ① リスク管理の方針

信用リスク管理態勢においては、当行が保有する全ての資産等（エクスポージャー）について、信用リスクの有無を特定したうえで、信用リスク管理の対象を定め、信用格付と自己査定の実施により、信用リスクを適切に評価し、当該評価に基づく信用リスクの程度に応じた適切な償却・引当を実施することで、資産等の健全性を確保しております。

また、信用リスクについては、定期的にリスク量を測定し、業務運営に反映しております。信用リスク管理態勢の適切性を維持するため、経営管理部をリスク管理統括部署とし、取締役会及び審議機関として設置するグループALM委員会に対する報告体制を整備し、リスクの状況や管理態勢に対するモニタリングを通じて、リスクに対する適切な対応を図っております。

#### ② 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金の計上にあたっては、公認会計士実務指針及び金融検査マニュアルに基づく基準を定め、個別貸倒引当金には個別に見積もった予想損失額を、一般貸倒引当金には信用格付により設定した区分に対して貸倒実績に基づく予想損失率を適用し、正常先は今後1年間、要注意先は今後3年間の予想損失額を計上しております。

### (2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（第10条第3項第3号ロ）

適格格付機関の付与する格付の使用については、「外部格付使用基準」において内部管理との整合的な取扱いを定めております。

また、リスク・ウェイトの判定においては、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、全ての種類のエクスポージャーについて、次の適格格付機関を使用しております。

適格格付機関の名称
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インペスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

### (3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項（第10条第3項第3号ハ(1)）

#### ① 使用する内部格付手法の種類

2017年3月期より「基礎的内部格付手法」を使用しております。

#### ② 内部格付手法を適用除外又は段階的に適用するエクスポージャーの性質及び移行計画

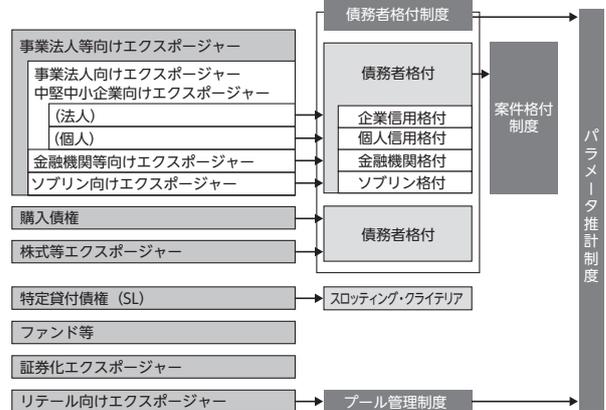
当行では、エクスポージャーの額が僅少な資産やリスク管理の観点から重要性が乏しいと判断される資産については、内部格付手法の適用を除外して、標準的手法にて信用リスク・アセットの額を算出しております。

事業体	使用する手法
株式会社北九州銀行	内部格付手法

### (4) 内部格付制度の概要（第10条第3項第3号ハ(2)）

#### ① 内部格付制度の体系

内部格付制度は、適正な信用リスク評価のために、個別の債務者（案件）について、取引の信用リスク構成要素を勘案し、それぞれの観点から債務者（案件）の信用度を表す各種指標を算定することを目的とし、債務者格付制度、案件格付制度、プール管理制度及びパラメータ推計制度の4制度を設けております。



② 債務者格付の定義及び債務者区分・デフォルト区分、貸倒引当金との関係  
 債務者格付は、下表のとおり、非デフォルト先9ランク、デフォルト先4ランクの13階層に区分してあります。この格付ランクは、信用リスク管理の基礎となるほか、償却・引当の基準となる「債務者区分」と整合性をもった制度となっております。

信用リスク	格付ランク	定義	債務者区分	デフォルト区分	貸倒引当金	
低い	11	財務内容が優れており、債務履行の可能性が最も高い。	正常先	非デフォルト	一般貸倒引当金	
	12	財務内容が良好で、債務履行の確実性は高いが、事業環境等が大きく変化した場合、その確実性が低下する可能性がある。				
	13	財務内容が一応良好で、債務履行の確実性は十分であるが、事業環境等が変化した場合、その確実性が低下する可能性がある。				
	14	財務内容は一応良好で、債務履行の確実性に問題はないが、事業環境等が変化した場合、その確実性が低下する懸念がやや大きい。				
	15	債務履行の確実性は特に問題ないが、事業環境等が変化した場合、履行能力が損なわれる要素が見受けられる。				
	16	債務履行の確実性に当面問題はないが、事業環境等が変化した場合、履行能力が損なわれる可能性がある。				
	21	問題が軽微である、または改善傾向が顕著であるものの、債務者の経営上懸念要因が潜在的に認められ、今後の管理に注意を要する。	要注意先	非デフォルト	一般貸倒引当金	
	22	問題が重大である、または解決が長期化しており、債務者の経営上重大な懸念要因が顕在化する可能性が高く、今後の債務履行に注意を要する。				
	23	問題が深刻である、または解決に長期を要し、債務者の経営上重大な懸念要因が顕在化しており、今後の債務履行に警戒を要する。				
	24	21~23ランクに該当する債務者のうち、貸出条件の大幅な緩和を実施している、または3ヶ月以上延滞が発生しており、資金繰りに支障をきたす懸念があるなど、今後の債務履行に特に警戒を要する。	要留意先	非デフォルト	個別貸倒引当金	
	31	現状、経営破綻の状況にはないものの、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくないなど、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。				
	41	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭であると認められるなど、実質的な経営破綻に陥っている。	実質破綻先	非デフォルト	個別貸倒引当金	
	51	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者で、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている。				破綻先
	高い	51				

\*デフォルト区分は、自己資本比率算出における区分を記載しております。

#### ③ 案件格付の定義

案件格付は、事業法人等向けエクスポージャー（事業法人向けエクスポージャー、中堅中小企業向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャー）及びソブリン向けエクスポージャーに該当する債務者について、個別の与信案件ごとに、担保・保証等の保全状況を勘案したデフォルト時の回収可能性を評価し、5階層に区分してあります。

#### ④ 内部格付制度の管理と検証手続

当行においては、内部格付制度の適切な運営と内部牽制機能の確保のため、営業推進部署や審査部署などの与信業務を行う部署と機能的に分離・独立した部署である経営管理部を設置しております。経営管理部は、独立した立場で内部格付制度の企画・設計、検証及び運用状況の監視、格付付与手続の管理を行い、さらに、経営管理部に対する内部牽制部署として監査部が監査することで、内部格付制度の客観性と正確性を確保しております。

内部格付制度の適切性を維持するための取組として、主に統計的手法を用い、その有意性、客観性、安定性、集中度、正確性等を検証しております。検証の結果、問題点が確認された場合には、要因分析のうえ信用格付制度の改善につなげる体制を構築しております。

#### ⑤自己資本比率算出目的以外の各種推計値の利用状況

自己資本比率算出に使用する各種推計値は、リスク資本運営に使用するリスク量の計測や、貸出金利設定の際の標準的な金利水準、ポートフォリオ分析といった内部管理において、可能な範囲で使用し、業務運用面での活用を図っております。

#### ⑥内部格付と外部格付の関係

評価の適切性を高めるため、適格格付機関が付与する外部格付と内部格付をデフォルト率の水準でマッピングしたうえで、格付ランクの調整等に使用しております。

### (5) ポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (第10条第3項第3号ハ (3))

#### ①事業法人等向けエクスポージャー

事業法人等向けエクスポージャーに該当する債務者への格付付与にあたっては、具体的かつ詳細な判断基準、運用方法、及び例外的な取扱等を統一的に定めた「信用格付基準」により適切かつ統一的な運用を行っております。ポートフォリオごとの格付付与手続の概要は以下の通りです。

エクスポージャーの種類	概要
事業法人向けエクスポージャー	財務スコアリングモデルによる定量的な評価を基礎とし、これに実態財務、延滞状況、外部格付等による修正を加えて格付を付与。 財務スコアリングモデルは、規模や業種等により、企業信用格付が6つ、個人信用格付が2つのモデルがあります。各モデルのモデルランクに有意な差がないことについて検証を行い、適切性を確認しております。
ソブリン向けエクスポージャー	財務状況又は外部格付による評価を基礎とし、これに延滞状況等による修正を加えて、格付を付与。ただし、地方三公社については、事業法人向けエクスポージャーと同様の評価を基本とする。
金融機関等向けエクスポージャー	外部格付又は自己資本比率(規制比率)による評価を基礎とし、これに延滞状況等による修正を加えて格付を付与。
特定貸付債権	財務指標、担保権、スポンサー等の評価項目による評価の算出を基礎とし、これに延滞状況等による修正を加えて格付を付与。

#### ②リテール向けエクスポージャー

営業店が取引区分をリテール向けと判定したエクスポージャーについては、経営管理部が「プール管理基準」に従って、適切なプール(集合体)への割当を行っております。プールごとの割当手続の概要は以下の通りです。

エクスポージャーの種類	概要
居住用不動産向けエクスポージャー	延滞の有無、融資実行後の経過年数、取引の状況等によりプールを割当て。
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	延滞の有無、枠使用率等によりプールを割当て。
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)	延滞の有無、取引状況等によりプールを割当て。
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)	延滞の有無、取引状況等によりプールを割当て。

#### ③PDの推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ

自己資本比率告示に基づき、事業法人等向けエクスポージャーのPD推計で用いるデフォルト定義は要管理先以下としております。

データについては、内部のデフォルト実績観測データを基礎としており、観測期間内の全てのデフォルト実績観測データから期間1年の実績PDを算出し、その平均値(長期平均PD)を求め、さらに、保守的補正を反映してPD推計値を算出しております。

また、PD推計値の検証については、原則として年1回以上実施しており、適切性を確認しております。

なお、自己資本比率算出に使用するPDと、行内の信用リスク管理に利用するPDは、デフォルトの定義が異なるものがあります。これは、前者におけるデフォルトの定義は自己資本比率告示により要管理先以下としているのに対して、後者は貸倒引当金の計上基準を重視して破綻懸念先以下としているためです。

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 (第10条第3項第4号)

#### (1) 貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

お取引先との約定書締結等により、貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを確認できる取引のうち、事業法人等向けエクスポージャーに該当するものについては、自己資本比率算出における信用リスク削減手法として用いて、これを可能とするための適切な管理を実施しております。対象となる預金は、期限のある定期預金でマチュリティ・ミスマッチを勘案のうえ適用するものとしております。期限のない流動性預金は対象としておりません。

#### (2) 派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるにあたっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約については、該当ありません。

#### (3) 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いている担保は、お取引先との約定書締結等により法的な有効性が確認され、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に適時に処分又は取得する権利を有しているものに限定しております。取得した担保については、定められた時期・方法により評価の見直しを実施する等、適切に管理しております。

#### (4) 主要な担保の種類

当行の内部のリスク管理に使用している担保は、法的有効性が確保されていることを確認しているもので、優良担保及び一般担保に区分して管理しており、それぞれ次の通りです。

- ・優良担保とは、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性と換金性の要件を充たした担保等であり、預金等、国債等の信用度の高い有価証券、及び決済確実な担保手形等を優良担保として取り扱っております。
  - ・一般担保とは、優良担保以外の担保で、客観的な処分可能性が認められる担保であり、不動産担保等を一般担保として取り扱っております。
- 以上の担保のうち、自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いるものは、以下の通りです。

内部格付手法で用いる担保の種類	標準的手法で用いる担保の種類
現金及び自行預金	現金及び自行預金
上場株式	上場株式
日本国政府若しくは地方公共団体等が発行する円建て債券	日本国政府若しくは地方公共団体等が発行する円建て債券
不動産担保・船舶担保等	

### (5) 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

担保と同様に保証についても、優良保証及び一般保証に区分して管理しております。保証履行の確実性が極めて高いと認められる保証を優良保証とし、優良保証以外の保証で、主債務者に代わる保証人からの回収について、客観的に実現可能性が高いと認められるものを一般保証として取り扱っております。以上の保証のうち、自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いるものは、以下の通りです。

内部格付手法で用いる保証の取引相手の種類	標準的手法で用いる保証の取引相手の種類
中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、法人等	中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、外部格付が付与された法人等

なお、クレジット・デリバティブについては、自己資本比率算出における信用リスク削減手法として用いておりません。

### (6) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法として用いた保証については、いずれも、信用リスクが極めて低い地方公共団体に係るものが大半を占めております。

また、信用リスク削減手法として用いた担保については、自行預金によるものが大半を占めております。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 (第10条第3項第5号)

#### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

##### ①対顧客取引

派生商品取引は、デリバティブ取引の仕組みを理解している法人を対象(通貨オプション取引、クーポンスワップ取引)については、原則として外国為替実需のある取引先(限定)としております。信用リスクを認識すべき派生商品取引の取組時には、対象先の信用格付を実施し、取組ごとに取引内容を確認のうえ与信相当額を算定し個別に取組の可否を判定しております。

また、派生商品取引取組後も定期的に取引相手の信用格付を見直したうえで、自己査定により信用リスクの状況をモニタリングしていく態勢としております。

##### ②対市場取引

対市場における派生商品取引に関しては、資産規模、外部格付等の指標に基づき個々の取引先に対しクレジット限度額を設定し、取引組む方針としております。

また、取組後は、時価や格付の状況を自己査定結果に反映する態勢としております。

#### (2) リスク資本及び与信限度枠の割当に関する方針

リスク資本及び与信限度枠の割当に関する方針は別段定めておりません。

#### (3) 担保による保全及び引当金の算定に関する方針

対顧客取引における派生商品取引においては、相手先の信用状態や取引状況に応じて担保の取得等により保全の強化を図るとともに、信用状態が悪化した場合には、与信相当額について適切に個別貸倒引当金を計上する等の対応を実施しております。

#### (4) 信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度

信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる派生商品取引については、該当ありません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要 (第10条第3項第6号イ)

##### ①当行がオリジネーター及びサービサーである場合

当行がオリジネーター及びサービサーである証券化取引については、該当ありません。

##### ②当行が投資家である場合

当行では、貸出取引又は市場取引として証券化取引を取り組むことがありますが、投融資対象については、リスク特性や裏付資産のパフォーマンス状況を把握可能な証券化取引のうち、適格格付機関から投資適格の外部格付を取得している証券化取引について、最優先部分での取り組みを基本としております。

なお、再証券化取引については、再証券化を行うことにより、一次証券化取引と比較してリスク特性等に大きな変化がないもの、若しくは改善が図られているものに限り取り組む方針としております。

貸出取引として取り組む証券化取引については、主に仕組みに関連するリスクや裏付資産に関連するリスクを有しておりますが、これらのリスクを確実に認識するために、与信審査を審査部署において集中して行い、取組後においても継続的にリスク特性や裏付資産のパフォーマンス状況の変化をモニタリングするとともに、変化の度合いによっては、信用リスク評価に適切に反映させる体制としております。

#### (2) 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号から第4号まで(自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。)(旧自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。))までに規定する体制の整備及びその運用状況 (第10条第3項第6号ロ)

証券化取引の取組にあたっては、営業部署や審査部署において、案件に係る契約書等や仕組みに関するリスクを確認するとともに、裏付資産に係る資料及びデータを用いて、キャッシュフローの予測や信用リスク分析を行っております。

また、取組後においても継続的にリスク特性や、裏付資産のパフォーマンス状況の変化をモニタリングする体制としております。

なお、証券化取引の外部格付の使用については、「外部格付使用基準」に取り扱いを定めており、リスク特性や裏付資産のパフォーマンスに係る情報が適切に把握できない証券化取引については、無格付として取り扱うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 (第10条第3項第6号ハ)

信用リスク削減手法として用いる証券化取引については、該当ありません。

(4) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 (第10条第3項第6号ニ)

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、自己資本比率告示に従い、「外部格付準拠方式」、「標準的手法準拠方式」および「内部格付手法準拠方式」のいずれかにより算出しております。ただし、いずれも適用できない場合は、1250%のリスク・ウェイトを適用しております。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称 (第10条第3項第6号ホ)

当行では、自己資本比率告示第39条 (マーケット・リスク相当額不算入の特例) を適用しているため、マーケット・リスク相当額は算出しておりません。

(6) 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別 (第10条第3項第6号ヘ)

証券化目的導管体を用いた第三者の資産に係る証券化取引については、該当ありません。

(7) 銀行の子法人等 (連結子法人等を除く) 及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引 (銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む) に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称 (第10条第3項第6号ト)

当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーについては、該当ありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針 (第10条第3項第6号チ)

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理につきましては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(1999年1月22日企業会計審議会)等に準拠しております。

なお、当行における証券化取引は、当行が投資家である証券化エクスポージャーのみとなっております。

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 (第10条第3項第6号リ)

リスク・ウェイトの判定にあたっては、全ての種類の証券化エクスポージャーについて、次の適格格付機関を使用しております。

適格格付機関の名称
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(10) 内部評価方式を用いている場合の概要 (第10条第3項第6号ス)

内部評価方式を用いている証券化エクスポージャーについては、該当ありません。

(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合の概要 (第10条第3項第6号ル)

定量的な情報に重要な変更が生じた証券化エクスポージャーについては、該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要 (第10条第3項第8号イ)

(オペレーショナル・リスク管理体制)

オペレーショナル・リスクとは、内部の不正、外部からの不正、労働環境における不適切な対応 (法令に抵触する行為等)、顧客との取引における不適切な対応 (義務違反、商品設計における問題等)、自然災害、事故、システム障害、取引先との関係、不適切な取引処理、並びにプロセス管理の不備等、業務運営において問題となる事象が発生することにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③情報リスク、④法務リスク、⑤マネロン・テロ資金供与リスク、⑥有形資産リスク、⑦人的リスクの7つに分けて管理しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、リスク管理全般に係る基本方針を定めた「リスク管理規程」の下に、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理基準」を制定のうえ、「オペレーショナル・リスク管理統括部署」がオペレーショナル・リスク全体の一元的な把握、管理を実施するとともに、各「リスク主管部署」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しております。

(オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕在化の未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めております。

具体的には、自己資本比率規制に準拠したリスク管理体制を構築すべくCSA (リスクコントロールの自己評価) を実施し、リスクの評価を行うとともに、リスクを捕捉し対応策を講じる手段としてオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御、移転、回避を行うなどリスク管理の高度化に取り組んでおります。さらに、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクルの確立に努めております。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上述のCSAに係る「リスク管理自己評価基準」、オペレーショナル・リスク情報の収集、分析に係る「リスク情報報告基準」のほか、各種規程類を定め適切に管理しております。

※CSA (リスクコントロールの自己評価)

Risk Control Self-Assessment の略。あらゆる業務プロセス、システム及び有形資産等に内在するリスクを特定し、管理を行ってもしも残存するリスクを評価・把握したうえで、必要な削減策を策定し実行していく自立的な管理の手法。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する方式の名称 (部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む) (第10条第3項第8号ロ)

当行は、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「粗利益配分手法」を採用しております。

8. 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 (第10条第3項第9号)

(1) リスク管理の方針

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、株式等の価格変動リスクを市場リスクの1区分として明確に定めております。

「リスク管理規程」において、市場リスクは収益の源泉となるリスクであるとともに、積極的なリスク・コントロールが可能であるとし、ポートフォリオにおける市場リスクの状況を定量的に評価し、許容される範囲内にリスクをコントロールしながら、リスクに見合った収益の確保を図ることをリスク管理の基本方針としております。

(2) リスク管理の手続の概要

山口フィナンシャルグループの基本方針のもと、当行では、「市場リスク管理基準」及び「市場リスク計量化基準」を定め、リスク管理の適正な手続を定めております。

株式等の価格変動リスク管理の相互牽制態勢の有効性を確保するため、フロントオフィス (営業部門、ALM部門等) 及びバックオフィス (事務管理部門) から分離したリスク管理部門であるミドルオフィス (市場リスク管理部門) を設置しております。

株式等の価格変動リスクの取得・コントロール・評価に際しては、山口フィナンシャルグループに「グループALM委員会」の審議機関を設け、審議結果を業務運営に反映する態勢としております。

株式等の価格変動リスクは、リスクの特定・リスク評価・リスク対応・コントロール・モニタリング・改善措置とする市場リスク管理プロセスに沿って行っております。

株式等の価格変動リスクは、VaR (バリュー・アット・リスク) により定量的に測定し、リスク資本配賦の枠組みの中でリスクリミットを設け管理を行うとともに、必要に応じ損失限度額等を設けることにより適切に管理しております。また、モニタリング結果は、当行及び山口フィナンシャルグループの取締役会等へ報告する適切な報告態勢を整備しております。

会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要 (第10条第3項第10号イ)

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、その中で、金利リスクを、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下しない損失を被るリスクと定めております。

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの範囲は、経済価値に金利感応性がある、銀行勘定の資産・負債・オフバランス取引の全て (自己資本比率規制の対象外となるトレーディング勘定の資産・負債・オフバランス取引を含む) です。

ただし、株式等、金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているものについては、金利リスク計測の対象外としております。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、金利リスクを市場リスクの一区分として明確に定めております。「リスク管理規程」において、市場リスクは、収益の源泉となるリスクであるとともに、積極的なリスク・コントロールが可能であるとし、ポートフォリオにおける市場リスクの状況を定量的に評価し、許容される範囲内にリスクをコントロールしながら、リスクに見合った収益の確保を図ることをリスク管理の基本方針としております。

③リスク管理の手続きの概要

山口フィナンシャルグループの基本方針のもと、当行では、「リスク管理規程」に基づき、「市場リスク管理基準」及び「市場リスク計量化基準」を定め、リスク管理方法の適正な手続きを定めております。

金利リスク管理の相互牽制体制の有効性を確保するため、フロントオフィス (営業部門、ALM部門、トレーディング部門等) およびバックオフィス (事務管理部門) から分離したリスク管理部門であるミドルオフィス (市場リスク管理部門) を設置しております。

金利リスクの取得、コントロール、評価に際しては、審議機関として山口フィナンシャルグループ内に「グループALM委員会」を設け、年度毎の運用方針の作成や見直しについて十分な審議を行い、審議結果を業務運営に反映する態勢としております。

金利リスク管理は、リスクの特定・リスク評価・リスク対応・コントロール・モニタリング・改善措置という市場リスク管理プロセスに沿って行っております。

金利リスクのモニタリング結果については、当行及び山口フィナンシャルグループの取締役会等へ報告する適切な報告態勢を整備しております。

## ④金利リスクの計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として、月次で $\Delta$ EVEとVaR（バリュー・アット・リスク）の計測を行っております。有価証券の経済価値変動リスクについては前営業日を基準日として、日次でVaRの計測を行っております。

## ⑤ヘッジ等金利リスクの削減手法

当行では、金利リスクのヘッジ手段として、金利スワップ取引を主に活用しております。

なお、当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会報告第24条 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっており、要件を満たす取引についてはヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジを行っております。

## (2) 金利リスクの算定方法の概要（第10条第3項第10号ロ）

市場リスクの測定分析にあたっては、業務の規模・特性及びリスクプロファイルに応じて、期間損益若しくは経済価値の観点から、妥当性及び一般性の高い手法及び前提条件等を用いた方法により、測定・分析を行い、測定・分析方法については、限界及び弱点等の特性を明確化し、ストレス・テストにより補完する態勢となっております。

また、金利リスクの算定にあたっては、流動性預金の金利リスクを、コア預金モデルにより算定しております。（コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です。）

当行が使用するコア預金モデルは、過去の流動性預金残高データから算出した残高変化率をもとに、預金流出局面においても当行に最低限滞留する流動性預金の将来残高を推計するものであり、推計にあたっては、人口動態や市場金利に対する当行預金金利の追随率も考慮しております。

コア預金モデルの使用により、当行の流動性預金の金利改定の平均満期は3.389年、最長の金利改定満期は10年となっております。

① $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIの算定手法の概要

$\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII算定にあたっての前提条件は以下のとおりです。

- ・流動性預金の金利リスクを、コア預金モデルにより算定しております。
- ・貸出の期限前償還率、定期預金の早期解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
- ・ $\Delta$ EVEの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、正の値のもののみを、単純合算しております。 $\Delta$ NIIの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、値の正負に関係なく、単純合算しております。
- ・ $\Delta$ EVEの算出にあたっては、有価証券の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めております。有価証券以外の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めておりません。

$\Delta$ NIIの算出にあたっては、再投資・再調達金利について、信用スプレッド等を含めておりません。

当行は、 $\Delta$ EVEに対し十分な自己資本の余裕を確保していることから、金利リスク管理上、問題はないと認識しております。

② $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクの算定手法の概要

当社グループでは、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIのほかに、金利リスクをVaRにより定量的に測定し、リスク資本配賦の枠組みの中でリスクリミットを設け、管理を行っております。

VaRの算出にあたっては、金利変動幅が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年、信頼区間を99.9%、保有期間を3ヵ月としております。

## 自己資本の充実の状況（単体・定量的情報）

### 1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（第10条第4項第1号イ・ロ・ハ）

（単位：百万円）

項目	2018年3月期	2019年3月期
標準的手法が適用されるポートフォリオ (A)	59	55
内部格付手法の適用除外資産	59	55
内部格付手法の段階的適用資産	—	—
調整項目に相当するエクスポージャー	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ (B)	61,115	65,196
事業法人等向けエクスポージャー	54,529	57,744
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く）	52,244	55,363
特定貸付債権	579	762
ソブリン向けエクスポージャー	654	594
金融機関等向けエクスポージャー	1,051	1,022
リテール向けエクスポージャー	2,598	3,215
居住用不動産向けエクスポージャー	1,690	2,137
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	183	161
その他リテール向けエクスポージャー	723	916
証券化エクスポージャー	9	8
うち再証券化エクスポージャー	—	—
株式等エクスポージャー	972	1,012
マーケット・ベース方式	0	0
簡易手法	0	0
内部モデル手法	—	—
PD/LGD方式	972	1,012
リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	175	203
自己資本比率告示第167条第2項の規定により 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー		27
自己資本比率告示第167条第7項の規定により 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー		136
自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー		—
自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー		—
自己資本比率告示第167条第11項の規定により 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー		39
購入債権	—	—
購入事業法人等向けエクスポージャー	—	—
購入リテール向けエクスポージャー	—	—
その他資産等	1,593	1,568
CVAリスク	90	75
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—
リスク・ウェイト100%を適用するエクスポージャー	102	100
リスク・ウェイト250%を適用するエクスポージャー	101	111
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		
リスク・ウェイト1250%を適用するエクスポージャー	—	—
調整項目に相当するエクスポージャー	942	1,156
信用リスクに対する所要自己資本の額 (A) + (B)	61,175	65,252

(注) 1. 所要自己資本の額は、スケーリング・ファクター（乗数1.06）調整後の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+調整項目に相当するエクスポージャーの額により算出しております。  
2. 事業法人向けエクスポージャーには、中堅中小企業向けエクスポージャーを含んでおります。  
3. 自己資本比率告示の改正に伴い、2019年3月期より記載方法を変更しております。

(2) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額（第10条第4項第1号二）

自己資本比率告示第16条「マーケット・リスク相当額の不算入の特例」を適用しているため算出しておりません。

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（第10条第4項第1号ホ）

（単位：百万円）

項目	2018年3月期	2019年3月期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	801	806
基礎的手法	—	—
粗利益配分手法	801	806
先進的計測手法	—	—

(注) オペレーショナル・リスクの算出には粗利益配分手法を採用しております。

(4) 単体総所要自己資本額（第10条第4項第1号ハ）

（単位：百万円）

項目	2018年3月期	2019年3月期
単体総所要自己資本額	56,550	57,955

## 2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びデフォルトしたエクスポージャーの期末残高 (第10条第4項第2号イ・ロ・ハ)

(単位: 百万円)

手法別	2018年3月期						2019年3月期					
	信用リスク・エクスポージャー					三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスク・エクスポージャー					デフォルトした エクスポージャー
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他			貸出金等	債券	デリバティブ	その他		
標準的手法適用分	1,024	—	—	—	1,024	—	961	—	—	—	961	—
内部格付手法適用分	1,355,529	1,196,227	11,478	3,445	144,377	14,167	1,353,344	1,219,721	12,162	2,646	118,813	16,789
<b>手法別計</b>	<b>1,356,553</b>	<b>1,196,227</b>	<b>11,478</b>	<b>3,445</b>	<b>145,402</b>	<b>14,167</b>	<b>1,354,305</b>	<b>1,219,721</b>	<b>12,162</b>	<b>2,646</b>	<b>119,774</b>	<b>16,789</b>

(単位: 百万円)

地域別 業種別 残存期間別	2018年3月期						2019年3月期					
	信用リスク・エクスポージャー					三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスク・エクスポージャー					デフォルトした エクスポージャー
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他			貸出金等	債券	デリバティブ	その他		
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	1,036,262	1,034,140	—	2,121	—	10,540	1,046,734	1,045,416	—	1,317	—	12,926
その他の国内	151,607	138,813	11,478	1,315	—	3,626	163,809	150,345	12,162	1,301	—	3,862
国内計	1,187,869	1,172,953	11,478	3,437	—	14,167	1,210,544	1,195,762	12,162	2,618	—	16,789
国外計	23,282	23,274	—	8	—	—	23,986	23,959	—	27	—	—
<b>地域別計</b>	<b>1,356,553</b>	<b>1,196,227</b>	<b>11,478</b>	<b>3,445</b>	<b>145,402</b>	<b>14,167</b>	<b>1,354,305</b>	<b>1,219,721</b>	<b>12,162</b>	<b>2,646</b>	<b>119,774</b>	<b>16,789</b>
製造業	108,395	107,601	348	446	—	2,341	109,058	108,368	476	213	—	3,177
農・林業	1,035	1,035	—	—	—	—	877	877	—	—	—	146
漁業	981	981	—	—	—	35	958	958	—	—	—	89
鉱業	2,189	2,189	—	—	—	—	2,845	2,845	—	—	—	—
建設業	47,283	47,158	125	—	—	831	43,310	43,258	51	—	—	685
電気・ガス・熱供給・水道業	46,200	46,200	—	—	—	—	48,736	48,736	—	—	—	—
情報通信業	3,283	3,283	—	—	—	19	3,012	3,012	—	—	—	17
運輸業	89,475	87,238	2,198	39	—	1,617	97,545	95,053	2,378	113	—	1,490
卸・小売業	179,832	177,749	140	1,942	—	3,716	173,987	172,560	190	1,236	—	4,050
金融・保険業	56,039	53,864	1,157	1,017	—	—	55,071	52,734	1,254	1,082	—	—
不動産業	198,472	198,366	106	—	—	1,700	203,907	203,897	10	—	—	1,699
各種サービス業	150,460	150,130	330	0	—	3,167	147,978	147,847	130	—	—	4,520
国・地方公共団体	126,197	119,125	7,072	—	—	—	123,752	116,080	7,671	—	—	—
個人	201,303	201,303	—	—	—	735	223,489	223,489	—	—	—	912
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>業種別計</b>	<b>1,356,553</b>	<b>1,196,227</b>	<b>11,478</b>	<b>3,445</b>	<b>145,402</b>	<b>14,167</b>	<b>1,354,305</b>	<b>1,219,721</b>	<b>12,162</b>	<b>2,646</b>	<b>119,774</b>	<b>16,789</b>
1年以下	285,647	284,489	467	690	—	—	298,995	297,923	576	495	—	—
1年超3年以下	87,633	83,270	2,710	1,652	—	—	82,459	78,327	2,810	1,322	—	—
3年超5年以下	94,648	92,607	1,319	722	—	—	89,668	86,996	2,077	593	—	—
5年超7年以下	87,670	85,083	2,365	221	—	—	101,964	99,550	2,284	130	—	—
7年超10年以下	147,156	144,197	2,800	158	—	—	121,709	119,005	2,599	104	—	—
10年超	447,208	445,393	1,815	—	—	—	482,373	480,558	1,814	—	—	—
期間の定めのないもの	61,186	61,186	—	—	—	—	57,360	57,360	—	—	—	—
<b>残存期間別計</b>	<b>1,356,553</b>	<b>1,196,227</b>	<b>11,478</b>	<b>3,445</b>	<b>145,402</b>	<b>14,167</b>	<b>1,354,305</b>	<b>1,219,721</b>	<b>12,162</b>	<b>2,646</b>	<b>119,774</b>	<b>16,789</b>

- (注) 1. 信用リスク・エクスポージャーには、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー及びリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを含んでおりません。  
 2. 「貸出金等」には、貸出金、支払承諾、コールローン、コミットメント等を計上しております。  
 3. 「その他」には、現金、預け金、有形固定資産、有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入等を計上しております。  
 4. 「デフォルトしたエクスポージャー」には、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち、信用リスク・アセットの額を算出する際にデフォルトと判定されたものの期末残高を計上しております。  
 5. 本部において管理している国債等の国内債券については、「地域別」では「その他の国内」に含めております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額 (第10条第4項第2号二)

(単位: 百万円)

項目	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,814	△55	1,758	1,758	△60	1,698
個別貸倒引当金	8,027	△1,095	6,932	6,932	762	7,695
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
<b>合計</b>	<b>9,841</b>	<b>△1,150</b>	<b>8,690</b>	<b>8,690</b>	<b>702</b>	<b>9,393</b>

## (個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

項目	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
山口県	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—
福岡県	6,327	△990	5,336	5,336	837	6,174
その他の国内	1,700	△104	1,595	1,595	△74	1,520
国内計	8,027	△1,095	6,932	6,932	762	7,695
国外計	—	—	—	—	—	—
<b>地域別計</b>	<b>8,027</b>	<b>△1,095</b>	<b>6,932</b>	<b>6,932</b>	<b>762</b>	<b>7,695</b>
製造業	1,262	△57	1,205	1,205	639	1,844
農・林業	—	—	—	—	—	—
漁業	36	△0	35	35	—	35
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,366	△986	379	379	△58	321
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	1	1	1	0	1
運輸業	1,162	19	1,181	1,181	△37	1,144
卸・小売業	1,898	△116	1,781	1,781	121	1,902
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,016	△2	1,014	1,014	18	1,032
各種サービス業	1,014	50	1,064	1,064	89	1,154
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	270	△3	266	266	△10	256
その他	—	—	—	—	—	—
<b>業種別計</b>	<b>8,027</b>	<b>△1,095</b>	<b>6,932</b>	<b>6,932</b>	<b>762</b>	<b>7,695</b>

## (3) 業種別の貸出金償却の額 (第2条第4項第2号ホ)

(単位：百万円)

業種	2018年3月期	2019年3月期
製造業	20	—
農・林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	1	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸・小売業	261	0
金融・保険業	—	—
不動産業	—	—
各種サービス業	—	70
国・地方公共団体	—	—
個人	—	—
その他	—	—
<b>業種別計</b>	<b>284</b>	<b>71</b>

(注) 貸出金償却実績は、直接償却実施額を記載しております。

## (4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーの信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイト区分別残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (第10条第4項第2号ヘ)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2018年3月期		2019年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	279	—	266
10%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
30%	—	—	—	—
35%	—	—	—	—
40%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
70%	—	—	—	—
75%	—	—	—	—
90%	—	—	—	—
100%	—	745	—	694
110%	—	—	—	—
120%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
200%	—	—	—	—
250%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>1,024</b>	<b>—</b>	<b>961</b>

(注) 1. 格付の有無は、リスク・ウェイトの判定における格付使用の有無を指します。  
2. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定して使用しております。

## (5) スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高 (第10条第4項第2号ト)

## ① プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付 (単位：百万円)

スロッシング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	2018年3月期	2019年3月期
優	2年半未満	50%	1,745	84
	2年半以上	70%	748	2,549
良	2年半未満	70%	1,274	574
	2年半以上	90%	4,470	6,658
可	—	115%	—	—
弱い	—	250%	—	—
デフォルト	—	0%	—	—
<b>合計</b>			<b>8,238</b>	<b>9,866</b>

## ② ポラティリティの高い事業用不動産向け貸付 (単位：百万円)

(単位：百万円)

スロッシング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	2018年3月期	2019年3月期
優	2年半未満	70%	—	—
	2年半以上	95%	—	—
良	2年半未満	95%	—	—
	2年半以上	120%	—	—
可	—	140%	—	—
弱い	—	250%	—	—
デフォルト	—	0%	—	—
<b>合計</b>			<b>—</b>	<b>—</b>

## ③ マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャー (単位：百万円)

(単位：百万円)

種別	リスク・ウェイト	2018年3月期	2019年3月期
上場株式	300%	—	—
非上場株式	400%	0	0
<b>合計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>

(注) 1. 「スロッシング・クライテリア」とは、特定貸付債権の信用リスク・アセットの額を算出するために設定されている5段階(優・良・可・弱い・デフォルト)の基準です。  
2. 「マーケット・ベース方式の簡易手法」とは、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については300%、非上場株式については400%のリスク・ウェイトを乗じた額をもって信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

(6) 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項 (第10条第4項第2号チ)

①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウエイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値

(単位：百万円)

資産区分		2018年3月期				
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	リスク・ウエイト (加重平均値)	EADの推計値	
					オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目
事業法人向けエクスポージャー		2.45%	42.42%	67.63%	795,901	12,965
正常先	11~13	0.14%	43.88%	39.15%	183,850	6,246
	14~16	0.38%	42.54%	57.54%	389,836	4,981
要注意先	21~23	3.21%	40.82%	115.35%	211,060	1,674
要管理先以下	24~51	100.00%	43.85%	—	11,154	62
ソブリン向けエクスポージャー		0.00%	45.00%	2.80%	263,091	25,317
正常先	11~13	0.00%	45.00%	2.77%	262,973	25,317
	14~16	0.66%	45.00%	70.65%	117	—
要注意先	21~23	—	—	—	—	—
要管理先以下	24~51	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー		0.08%	45.00%	42.18%	29,802	1,017
正常先	11~13	0.06%	45.00%	43.66%	26,221	1,017
	14~16	0.19%	45.00%	30.98%	3,581	—
要注意先	21~23	—	—	—	—	—
要管理先以下	24~51	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

資産区分		2019年3月期				
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	リスク・ウエイト (加重平均値)	EADの推計値	
					オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目
事業法人向けエクスポージャー		2.63%	44.23%	70.36%	800,525	13,898
正常先	11~13	0.13%	44.89%	36.68%	165,770	7,154
	14~16	0.40%	44.45%	63.48%	426,789	4,589
要注意先	21~23	2.97%	43.11%	119.98%	194,404	2,093
要管理先以下	24~51	100.00%	44.73%	—	13,562	61
ソブリン向けエクスポージャー		0.00%	45.00%	2.87%	230,662	24,747
正常先	11~13	0.00%	45.00%	2.84%	230,544	24,747
	14~16	0.64%	45.00%	69.15%	117	—
要注意先	21~23	—	—	—	—	—
要管理先以下	24~51	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー		0.07%	45.00%	41.31%	29,542	1,082
正常先	11~13	0.06%	45.00%	42.93%	25,737	1,082
	14~16	0.18%	45.00%	29.90%	3,804	—
要注意先	21~23	—	—	—	—	—
要管理先以下	24~51	—	—	—	—	—

(注) 1. 信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映しております。

2. リスク・ウエイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出しております。

3. 事業法人向けエクスポージャーには、中堅中小企業向けエクスポージャーを含んでおりますが、特定貸付債権を含んでおりません。

②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウエイトの加重平均値及び残高

(単位：百万円)

資産区分		2018年3月期				残高
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGD (加重平均値)	リスク・ウエイト (加重平均値)		
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー		0.13%	90.00%	120.50%	10,088	
正常先	11~13	0.10%	90.00%	114.46%	9,319	
	14~16	0.26%	90.00%	162.45%	626	
要注意先	21~23	1.88%	90.00%	331.28%	142	
要管理先以下	24~51	100.00%	90.00%	1192.50%	0	

(単位：百万円)

資産区分		2019年3月期				残高
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGD (加重平均値)	リスク・ウエイト (加重平均値)		
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー		0.13%	90.00%	125.67%	10,073	
正常先	11~13	0.10%	90.00%	118.49%	9,439	
	14~16	0.35%	90.00%	207.84%	503	
要注意先	21~23	1.81%	90.00%	328.01%	130	
要管理先以下	24~51	100.00%	90.00%	1192.50%	0	

(注) 1. PD/LGD方式とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

2. リスク・ウエイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出しております。

③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーのプール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値

(単位：百万円)

資産区分	2018年3月期								
	プール区分	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	ELdefaultの推計値 (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	EADの推計値		コミットメント	
						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	未引出額	掛目の推計値 (加重平均値)
居住用不動産向けエクスポージャー	0.65%	20.20%	—	14.87%	117,858	—	—	—	
非延滞	0.43%	20.09%	—	14.68%	117,393	—	—	—	
延滞	18.18%	20.37%	—	119.06%	248	—	—	—	
デフォルト	100.00%	81.72%	81.72%	—	216	—	—	—	
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	3.30%	87.23%	—	36.77%	1,176	1,942	4,545	42.73%	
非延滞	1.40%	87.16%	—	36.15%	1,106	1,941	4,541	42.73%	
延滞	35.02%	87.16%	—	281.67%	15	0	2	18.19%	
デフォルト	100.00%	90.92%	90.92%	—	54	0	1	62.36%	
その他リテール向けエクスポージャー (事業性)	5.76%	26.00%	—	29.28%	7,286	103	104	100.00%	
非延滞	3.52%	24.88%	—	29.93%	7,110	103	104	100.00%	
延滞	43.44%	18.45%	—	51.83%	8	0	0	100.00%	
デフォルト	100.00%	74.55%	74.55%	—	167	—	—	—	
その他リテール向けエクスポージャー (非事業性)	1.26%	58.94%	—	43.21%	8,503	60	76	100.00%	
非延滞	0.86%	58.76%	—	42.67%	8,437	60	76	100.00%	
延滞	22.55%	77.03%	—	187.97%	39	0	0	100.00%	
デフォルト	100.00%	92.16%	92.16%	—	25	—	0	100.00%	

(単位：百万円)

資産区分	2019年3月期								
	プール区分	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	ELdefaultの推計値 (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	EADの推計値		コミットメント	
						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	未引出額	掛目の推計値 (加重平均値)
居住用不動産向けエクスポージャー	0.75%	19.66%	—	14.74%	143,025	—	—	—	
非延滞	0.43%	19.49%	—	14.51%	142,245	—	—	—	
延滞	17.74%	19.71%	—	114.51%	392	—	—	—	
デフォルト	100.00%	81.15%	81.15%	—	387	—	—	—	
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	2.98%	86.09%	—	34.02%	1,045	1,931	4,529	42.65%	
非延滞	1.29%	85.96%	—	33.33%	986	1,930	4,525	42.66%	
延滞	36.73%	85.96%	—	278.84%	14	0	2	18.44%	
デフォルト	100.00%	94.12%	94.12%	—	45	0	1	43.46%	
その他リテール向けエクスポージャー (事業性)	5.42%	26.58%	—	29.55%	8,867	135	133	100.00%	
非延滞	3.47%	25.59%	—	30.05%	8,674	135	132	100.00%	
延滞	42.92%	22.07%	—	62.06%	19	0	0	100.00%	
デフォルト	100.00%	77.70%	77.70%	—	173	0	0	100.00%	
その他リテール向けエクスポージャー (非事業性)	1.65%	62.89%	—	51.30%	9,243	63	80	100.00%	
非延滞	1.03%	62.56%	—	49.94%	9,109	62	80	100.00%	
延滞	21.55%	83.20%	—	201.60%	95	—	—	—	
デフォルト	100.00%	91.62%	91.62%	—	37	0	0	100.00%	

(注) 1. 信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映しております。  
 2. リスク・ウェイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出してしております。  
 3. コミットメントの掛目の推計値 (加重平均値) は、コミットメントのEADの推計値を未引出額で除算した逆算値を計上しております。

(7) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直近期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析（第10条第4項第2号リ）

(単位：百万円)

資産区分	2018年3月期		対 比 (b-a)
	a.損失の実績値	b.損失の実績値	
事業法人向けエクスポージャー	7,452	7,777	325
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	0	0	0
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1	0	0
その他リテール向けエクスポージャー	119	96	△23
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>7,573</b>	<b>7,876</b>	<b>302</b>

(要因分析)

事業法人向けエクスポージャーの損失の実績値は、個別貸倒引当金の増加を主因として前年同期を上回りました。  
 その他リテール向けエクスポージャーの損失の実績値は、債権売却損の減少を主因として前年同期を下回りました。  
 居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーの損失の実績値は、前年同期比概ね機違ひとなりました。

(注) 1. 損失の実績値は、個別貸倒引当金、要管理先に対する一般貸倒引当金、直接償却、部分直接償却及び債権売却損等であります。なお、個別貸倒引当金及び要管理先に対する一般貸倒引当金は期末残高を、直接償却、部分直接償却及び債権売却損等は期中に実施した合計額を計上しております。  
 2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの損失の実績値には、デフォルトの定義に該当するものとなった先に関する損失の実績を計上しており、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却等は含んでおりません。

(8) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比（第10条第4項第2号又）

(単位：百万円)

資産区分	2017年度		
	a.損失額の推計値 (期初)	b.損失額の実績値 (期末)	対 比 (a-b)
事業法人向けエクスポージャー	8,424	7,452	972
ソブリン向けエクスポージャー	1	—	1
金融機関等向けエクスポージャー	8	—	8
居住用不動産向けエクスポージャー	245	0	244
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	51	1	50
その他リテール向けエクスポージャー	282	119	162
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	15	—	15
<b>合 計</b>	<b>9,028</b>	<b>7,573</b>	<b>1,455</b>

(単位：百万円)

資産区分	2018年度			(参 考) 損失額の推計値 (2019/3時点)
	a.損失額の推計値 (期初)	b.損失額の実績値 (期末)	対 比 (a-b)	
事業法人向けエクスポージャー	8,523	7,777	745	9,584
ソブリン向けエクスポージャー	1	—	1	1
金融機関等向けエクスポージャー	11	—	11	10
居住用不動産向けエクスポージャー	288	0	287	450
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	95	0	94	83
その他リテール向けエクスポージャー	259	96	162	325
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	13	—	13	13
<b>合 計</b>	<b>9,192</b>	<b>7,876</b>	<b>1,316</b>	<b>10,469</b>

(注) 1. 損失額の推計値は、内部格付手法により信用リスク・アセットの額を算出した際の1年間の期待損失額です。  
 2. 損失額の実績値は、上記(7)の期末時点の損失の実績値を記載しております。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額（第10条第4項第3号イ・ロ）

(単位：百万円)

項 目	2018年3月期			
	適格金融 資産担保	適格資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオ	12,884	157,774	77,812	—
事業法人向けエクスポージャー	12,884	157,774	67,637	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	4,416	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	157	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	490	—
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	5,110	—
<b>合 計</b>	<b>12,884</b>	<b>157,774</b>	<b>77,812</b>	<b>—</b>

(単位：百万円)

項 目	2019年3月期			
	適格金融 資産担保	適格資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオ	15,215	—	82,925	—
事業法人向けエクスポージャー	15,215	—	73,342	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	4,062	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	155	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	470	—
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	4,893	—
<b>合 計</b>	<b>15,215</b>	<b>—</b>	<b>82,925</b>	<b>—</b>

(注) 1. エクスポージャーの額については、信用リスク削減手法の効果は勘案された額を記載しております。なお、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額を記載しております。  
 2. 「適格金融資産担保」とは、自行預金、国債、上場株式等に設定した担保です。  
 3. 「適格資産担保」とは、不動産、船舶等に設定した担保です。  
 4. 貸出金と自行預金の相殺は含んでおりません。

### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式（第10条第4項第4号イ）  
 カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

(2) 与信相当額等（第10条第4項第4号ロ・ハ・ニ・ヘ）

(単位：百万円)

項 目	2018年3月期	2019年3月期
グロス再構築コストの額	1,805	1,179
ネットティング効果及び担保による信用リスク削減手法の効果は勘案する前の与信相当額	3,445	2,646
派生商品取引	3,445	2,646
外国為替関連取引及び金関連取引	3,357	2,568
金利関連取引	88	77
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
長期決済期間取引	—	—
ネットティング効果勘案額（△）	—	—
ネットティング効果勘案後で担保による信用リスク削減手法の効果は勘案する前の与信相当額	3,445	2,646
担保による与信相当額の減少額（△）	—	—
ネットティング効果及び担保による信用リスク削減手法の効果は勘案後の与信相当額	3,445	2,646

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記の記載から除いております。ただし、CSA契約の対象となる取引については、原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引も与信相当額に含めております。  
 2. 清算機関との間で成立している派生商品取引で、日々の値洗いにより担保で保全されているものについては、上記の記載から除いております。  
 3. グロス再構築コストの額は零を下回らないものを合計して記載しております。  
 4. 内部格付手法においては、担保による信用リスク削減効果をLGDで勘案するため、担保勘案前と担保勘案後の与信相当額は同額となります。

(3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類別の金額（第10条第4項第4号ホ）

(単位：百万円)

担保の種類	2018年3月期	2019年3月期
適格金融資産担保	—	—
適格資産担保	—	—
<b>合 計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(注) 1. 「担保の種類別の金額」は、ボラティリティ調整前の金額を記載しております。  
 2. 「適格資産担保」とは、不動産、船舶等に設定した担保です。  
 3. 「適格金融資産担保」とは、自行預金、国債、上場株式等に設定した担保です。

- (4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本（第10条第4項第4号ト）クレジット・デリバティブについては、該当がありません。
- (5) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本（第10条第4項第4号チ）クレジット・デリバティブについては、該当がありません。

### 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号イ）  
銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーについては、該当がありません。
- (2) 銀行が投資家である場合における証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号ロ）  
①保有する証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（第10条第4項第5号ロ（1））

【オン・バランス取引】 (単位：百万円)

主な原資産の種類	2018年3月期		2019年3月期	
	残高	うち再証券化	残高	うち再証券化
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
小口消費者ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード与信	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業資産	17	—	16	—
不動産	—	—	—	—
不動産を除く有形資産	—	—	—	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
売上債権	—	—	—	—
その他の資産	—	—	—	—
合計	17	—	16	—

【オフ・バランス取引】 (単位：百万円)

主な原資産の種類	2018年3月期		2019年3月期	
	残高	うち再証券化	残高	うち再証券化
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
小口消費者ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード与信	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業資産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
不動産を除く有形資産	—	—	—	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
売上債権	—	—	—	—
その他の資産	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

- ②保有する証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額（第10条第4項第5号ロ（2））

【オン・バランス取引】 (単位：百万円)

リスク・ウェイト	2018年3月期			
	残高	所要自己資本	うち再証券化	所要自己資本
20%以下	—	—	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—
1250%	17	9	—	—
合計	17	9	—	—

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2019年3月期			
	残高	所要自己資本	うち再証券化	所要自己資本
20%以下	—	—	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—
1250%	16	8	—	—
合計	16	8	—	—

【オフ・バランス取引】

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2018年3月期			
	残高	所要自己資本	うち再証券化	所要自己資本
20%以下	—	—	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2019年3月期			
	残高	所要自己資本	うち再証券化	所要自己資本
20%以下	—	—	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

- ③自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（旧自己資本比率告示第247条第1項）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（第10条第4項第5号ロ（3））

(単位：百万円)

主な原資産の種類	2018年3月期	2019年3月期
住宅ローン債権	—	—
自動車ローン債権	—	—
小口消費者ローン債権	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業資産	17	16
不動産	—	—
不動産を除く有形資産	—	—
事業者向け貸出	—	—
売上債権	—	—
その他の資産	—	—
合計	17	16

- ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（第10条第4項第5号ロ（4））

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用については、該当がありません。

- (3) 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号ハ）  
マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーについては、該当がありません。

- (4) 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号ニ）  
マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーについては、該当がありません。

### 6. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

- (1) 貸借対照表計上額及び時価（第10条第4項第7号イ）

(単位：百万円)

種類	2018年3月期		2019年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している株式等エクスポージャー	35,968	—	27,406	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー	706	—	717	—
合計	36,675	36,675	28,123	28,123

上記のうち、子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額 (単位: 百万円)

種類	2018年3月期	2019年3月期
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	—	—
合計	—	—

(注) 1. 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) に含まれている株式等エクスポージャーについては、上表には記載しておりません。  
2. 上記に該当しない株式等エクスポージャーには、ゴルフ会員権等を含めて記載しております。

(2) 株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (第10条第4項第7号ロ)

(単位: 百万円)

種類	2018年3月期	2019年3月期
売却損益の額	313	—
償却の額	—	26

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) に含まれている株式等エクスポージャーに係る売却及び償却に伴う損益の額については、上表には記載しておりません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (第10条第4項第7号ハ)

(単位: 百万円)

種類	2018年3月期			2019年3月期		
	取得原価	時価	評価損益	取得原価	時価	評価損益
その他有価証券	10,088	36,675	26,586	10,073	28,123	18,050

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) に含まれている株式等エクスポージャーに係る評価損益の額については、上表には記載しておりません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (第10条第4項第7号ニ)  
該当ありません。

(5) 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 (第10条第4項第7号ホ)

(単位: 百万円)

区分	2018年3月期	2019年3月期
マーケット・ベース方式 (簡易手法)	0	0
マーケット・ベース方式 (内部モデル手法)	—	—
PD/LGD方式	10,088	10,073
合計	10,088	10,073

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) に含まれている株式等エクスポージャーについては、上表には記載しておりません。

## 7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (第10条第4項第8号)

(単位: 百万円)

算出方式	2018年3月期	2019年3月期
ルックスルー方式	69	—
修正単純過半数方式	—	—
マナドート方式	—	—
内部モデル方式	—	—
簡便方式 (リスク・ウェイト400%)	106	—
簡便方式 (リスク・ウェイト1250%)	97	—
自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	122
自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	182
自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	37
合計額	272	342

(注) 1. ルックスルー方式とは、ファンド内の個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出し、足しあげる方式です。  
2. 修正単純過半数方式とは、ファンドがすべて株式等エクスポージャーで構成されているとみなし、300%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。  
3. マナドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、ファンド内の構成資産を保守的に仮定し、個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出し、足しあげる方式です。  
4. 内部モデル方式とは、一定の要件を満たしたファンドの時価の変動率から内部モデルを使用して、所要自己資本を算出する方式です。  
5. 簡便方式 (リスク・ウェイト400%) とは、ファンド内に低格付又は無格付の証券化エクスポージャーやデフォルト債権等の高リスク商品が含まれないことが確認できる場合に、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

6. 簡便方式 (リスク・ウェイト1250%) とは、上記のいずれにも該当しない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。  
7. 自己資本比率告示の改正に伴い、2019年3月期より記載方法を変更しております。

## 8. 金利リスクに関する事項 (第10条第4項第9号)

(1) ΔEVE、ΔNII

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE	ΔNII	ΔEVE	ΔNII
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	20,553	—	—	—
2	下方パラレルシフト	55	—	—	—
3	スティープ化	17,487	—	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	—	—	—	—
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	—	—	80,812	—

(注) 1. 流動性預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です)  
2. 貸出の期限前償還率、定期預金の早期解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。  
3. ΔEVEの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、正の値のもののみを、単純合算しております。ΔNIIの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、値の正負に関係なく、単純合算しております。  
4. ΔEVEの算出にあたっては、有価証券の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めております。有価証券以外の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めておりません。  
5. ΔNIIの算出にあたっては、再投資・再調達金利について、信用スプレッド等を含めておりません。  
6. 自己資本比率告示の改正に伴い、2019年3月期より記載方法を変更しております。

(2) VaR (バリュー・アット・リスク)

項目	2018年3月期
金利リスクのVaR	10,330百万円
うち円金利	10,325百万円
うち他通貨金利	9百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月

項目	2019年3月期
金利リスクのVaR	9,353百万円
うち円金利	9,351百万円
うち他通貨金利	3百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月

(注) 1. 流動性預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です)  
2. 米ドル及びユーロ以外の他通貨については、影響が軽微なことから200BPVにより測定しております。  
3. なお、2018年度の金利リスク合計については、円金利と他通貨金利の相関係数を2017年度と同様に、0.50として測定しております。